

事務連絡
平成23年8月25日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

入札契約適正化の要請について

本年1月24日に公表した「入札契約適正化法に基づく実施状況調査」の結果及び本年8月9日に「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(以下、「適正化指針」という。)の一部変更が閣議決定されたこと等を踏まえ、各省各庁の長、法人を所管する大臣、地方公共団体の長及び地方議会の議長に対し、別添のとおり、改正後の「適正化指針」及び要請文が発出されましたので、参考までにお知らせします。

貴団体におかれましては、必要に応じて、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

国土入企第13号
財計第2236号
平成23年8月25日

各省各庁の長

あて

法人所管大臣

国土交通大臣

財務大臣

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

公共工事の入札及び契約については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）や公共工事の入札契約を巡る最近の状況を踏まえ、不断の見直しを行い、改善をしていくことが求められています。

特に、各発注者は、入札契約の適正化を図るため、法第4条及び第5条（特殊法人等にあっては法第6条で準用する法第4条及び第5条。以下同じ。）の規定による情報の公表を適切に行い、また、法第16条に基づいて、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定。以下「指針」という。）に従って必要な措置を講ずるよう努めることにより、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保、公正な競争の確保、談合その他の不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保を図らなければなりません。

しかしながら、本年1月に公表した法及び指針の措置状況調査の結果によると、一部の発注者においては、法による義務付け事項であるにもかかわらず、未措置事項があるとともに、指針に従って措置を講ずる努力義務のある事項についても、その実施が不十分な事項が見受けられる者があります。

また、地域の建設企業の減少・小規模化や建設投資の減少に伴って、社会资本等の維持管理、除雪、災害応急対応等の事業の担い手確保が困難となるおそれがあること、

また、公共工事全体としては低価格入札が増加していることなど、入札契約を巡る最近の状況を踏まえ、去る8月9日、別添のとおり、指針の一部改正が閣議決定されたところであり、各発注者は、法第16条に基づき、改正後の新たな指針に従って公共工事の入札及び契約の適正化に努めることが求められています。

このため、各発注者におかれでは、上記の措置状況調査の結果及び今般の指針改正の趣旨を踏まえ法による義務付け事項のうち未実施のものについて、速やかに措置を講ずるとともに、法第18条に基づき、特に取り組む必要があると認められる次のI以下に掲げる措置を速やかに講ずるよう要請します。

独立行政法人、特殊法人等を所管する大臣におかれでは、入札及び契約の一層の適正化が進むよう、所管法人に対しても法の遵守並びに指針及び本要請に沿った取組の徹底をお願いします。

I. 緊急に措置に努めるべき事項

次の事項は、法第16条に基づく努力義務のある事項を定めた指針の中でも、特に緊急に措置に努めるべき事項であり、各発注者は、公共工事の入札及び契約の適正化が各発注者を通じて統一的、整合的に行われることによって、初めて公共工事に対する国民の信頼が確保しうるものであることを踏まえて、速やかにそれぞれの措置を講ずるようお願いします。

1. 地域維持型契約方式

地域の建設企業は、社会资本等の維持管理、除雪、災害応急対応等の事業（以下「地域維持事業」という。）を行っており、地域社会の維持に不可欠な役割を担っているが、建設投資の大幅な減少等に伴い、地域維持事業を担ってきた地域の建設業者の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねない。地域の維持管理は将来にわたって持続的に行われる必要があり、入札及び契約の方式においても担い手確保に資する工夫が必要である。

このため、担い手確保のための入札及び契約の方法における工夫の必要性を把握する観点から、地域維持事業の担い手の実情を調査するとともに、地域維持事業に係る経費の積算において、事業の実施に要する経費を適切に費用計上すること。また、地域維持事業の担い手確保が困難となるおそれがある場合には、仕組みの詳細は検討中であるが、地域の実情に応じ、適正な予算執行に留意しつつ、複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位や、複数年の契約単位など、一の契約の対象を従来よりも包括的に発注するとともに、迅速かつ確実に現場へアクセスする

ことが可能な体制を備えた地域精通度の高い建設業者で構成される建設共同企業体等を実施主体として活用する地域維持型の契約方式を、適切に活用すること。

2. ダンピング対策の強化

近年、公共工事全体としては、低入札価格調査基準価格（特殊法人等にあっては最低制限価格を含む。以下同じ。）を下回る入札のあった工事の割合が急増しているが、いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底など、公共工事の品質確保に支障が生じかねないことに加え、公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。また、施工監督の強化など行政コストの増大を招くおそれがある。

このため、低入札価格調査制度（特殊法人等にあっては最低制限価格制度を含む。以下同じ。）を適切に活用し、ダンピング受注の排除を徹底すること。具体的には、低入札価格調査基準価格について、平成23年4月に改正された「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を踏まえた算定方式の改定等により適切に見直すこと。また、低入札価格調査制度の調査要領の策定・公表を推進するとともに、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の具体的な判断基準の明確化、調査結果の公表等により、適切な調査の実施と透明性を確保すること。

低入札価格調査基準価格及び契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の具体的な判断基準については、公共工事の品質の確保、建設業の健全な発達に支障を来たさないよう適切に見直すこと。

また、ダンピング受注防止の観点から、入札時において、工事費内訳書の提出を求ること。

あわせて、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、工事の重点監督の実施、建設業許可行政庁の立入調査との連携、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引上げ、前払金支払割合の引下げ等の措置を行うこと。

3. 予定価格等の事前公表の見直し

特殊法人等にあっては、予定価格及び低入札価格調査基準価格について、事前公表により弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、事前公表を取りやめ、契約締結後の公表とすること。

この際、入札前に入札関係職員から予定価格又は低入札価格調査基準価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入する等、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること。

4. 予定価格の適切な設定

予定価格の設定に当たっては、資材等の最新の実勢価格を適切に反映させるとともに、必要に応じ、見積りを活用した積算方式の活用を図りつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費を適切に計上すること。

特に、いわゆる歩切りによる予定価格の切り下げは、予定価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）により取引の実例価格等を考慮して適正に定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを行わないこと。

5. 一般競争入札等の活用に必要な条件整備

公共工事の入札及び契約の方法、とりわけ一般競争入札の活用に伴う諸問題に対応するため、定期の競争参加資格審査において、工事成績等の実績を適切に評価した発注者別評価点の導入を図るとともに、不良・不適格業者を競争参加資格審査において除外すること。また、個別工事の発注に当たっては、一定の資格等級区分内の者による競争を確保するとともに、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく中小企業者に関する国等の契約の方針も踏まえ、適切な競争参加条件（過去の工事実績及び成績、地域要件等）を設定するなど、必要な条件整備を適切に講じること。地域要件の活用については、恣意性を排除した整合的な運用を確保する観点から、各発注者が予め運用方針を定めるものとすること。

入札ボンドについて、市場機能の活用により、契約履行能力が著しく劣る建設企業の排除やダンピング受注の抑制等を図る観点から、「入札ボンド制度の対象工事の拡大等について」（平成22年5月20日付け国総入企第2号）でお願いしたことにより、その積極的な活用と対象工事の拡大を進めること。また、資格審査及び監督・検査の適正化並びにこれらに係る体制の充実、事務量の軽減等を図ること。

6. 総合評価落札方式における手続の合理化及び透明性の確保

総合評価落札方式で入札を行う工事については、技術提案やその審査及び評価が必要であるが、競争参加者が特に多いため入札段階における発注者及び競争参加者双方のこれらの手続コストが増大しているものについては、必要に応じ、簡易な技術提案等で詳細な技術提案を求める者を選定する段階審査により落札者を決定する方式を活用し、双方の事務量の軽減と、適正な審査の確保を図ること。

総合評価落札方式は、発注者による技術提案の審査・評価に透明性・公正性の確保が特に求められることから、評価項目等を適切に設定するとともに、技術提案の評価結果について、その点数及び内訳の公表に加えて、「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施について」（平成22年4月9日付

け国地契第2号、国官技第9号、国営計第5号)を参考に、具体的な評価内容を当該提案企業に対して通知するなどの措置を講ずること。

7. 公共工事標準請負契約約款に基づく変更契約の締結の促進等

平成22年7月の中央建設業審議会で改正され、「公共工事標準請負契約約款の実施について」(平成22年7月26日付け国土交通省中建審第1号)をもって各発注機関あて勧告された公共工事標準請負契約約款(昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告)に沿って、できる限り速やかに貴職発注工事に係る請負契約約款の改正を行うこと。また、工事内容の変更等が必要となり、工事費用に変動が生じた場合には、施工に必要な費用が適切に確保されるよう、同約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結すること。その際には、契約変更手続の透明・公正性の向上及び迅速化のため関係者が一堂に会して契約変更の妥当性等の審議を行う場(設計変更審査会等)の設置・活用を図ること。このほか、現場で発生した問題に迅速に対応する取組(ワンデーレスpons等)や、発注者、設計者及び施工者の三者間の情報共有等の取組(三者会議等)についても推進を図ること。

8. 談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)の趣旨及び近年の動向を踏まえ、各般の措置を総合的に講ずることにより、不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底に全力を尽くすとともに、不正行為に対しては厳正に対処すること。

このような観点から、職員に対する教育、研修等を適切に行うとともに、入札及び契約の過程並びに契約の内容について審査及び意見の具申等を行う入札監視委員会等の第三者機関の設置をはじめ、必要な対策の実施に積極的に取り組むこと。

また、談合情報を得た場合の取扱要領(談合情報対応マニュアル)の策定・充実及び公表を推進することと併せて、談合情報対応のための内部における連絡・報告体制等を整備すること。

併せて、工事費内訳書の確認、入札結果の事後的・統計的分析の活用など入札契約過程の監視の強化に必要な取組を実施することにも努めること。

II. 繼続的に措置に努めるべき事項

次の事項は、I.に掲げる事項のほか、法第16条に基づいて措置を講ずるよう努めなければならない事項であり、それぞれの趣旨を踏まえて、速やかに措置を講

するようお願いします。

1. 一般競争入札の適切な活用

一般競争入札の活用に当たっては、I. 5. のとおり、競争条件の整備を適切に行うこと。また、一般競争入札の適用範囲を適切に設定すること。

2. 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式の導入を図るとともに、対象工事の考え方を設定することによりその適切な活用を図ること。

また、建設企業の技術開発を促進し、併せて公正な競争の確保を図るため、民間の技術力の活用により、品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な場合においては、工事の規模・態様に応じ、例えば、設計・施工一括発注方式又は詳細設計付発注方式などの発注方式の活用や、VE方式等を通じた民間の技術提案の積極的な活用を検討すること。

3. 指名停止措置等の適正な運用の徹底

談合等不正行為を行った者に対しては、指名停止措置の適切な運用により厳正に対処すること。指名停止措置については、客観的な実施を担保するため、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」及び「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申し合わせ」に沿って、あらかじめ指名停止基準を策定し公表するとともに、その適切な運用を図ること。

また、談合等不正行為の抑止を図る観点から、談合等不正行為があった場合における受注者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約する違約金特約条項を適切に付すること。違約金の額は、裁判例等を基準とした合理的な根拠に基づく金額とすること。

4. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

法第4条及び第5条の規定により、情報の公表を行わなければならない事項に加え、競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点又は当該点数と工事成績その他の各発注者による評点の合計点数、等級区分を定めている場合の区分の基準を公表すること。

I. 8. の第三者機関の設置・運営について明確に定め、これを公表するとともに、その活動状況に関する必要な資料を公表するなど透明性の確保を図ること。また、入札及び契約に係る苦情を中立・公正に処理する仕組みを整備すること。

入札及び契約に関する情報の公表の際には、透明性の向上を図る観点から、インターネットの活用を積極的に図ること。

5. 適正な施工の確保

適正な施工体制の確保のためには、現場の施工体制を把握し、適切に点検を行うことが重要である。このため、公共工事の監督・検査の充実と併せて、受注者による施工体制台帳の提出及び施工体系図の適切な掲示を徹底し、施工体制台帳等の活用マニュアルを参考に適正な施工体制の確保に努めること。

また、施工能力の乏しい不良・不適格業者の排除の徹底を図るため、施工体制把握のための要領、工事の監督・検査基準等の策定及び公表を推進すること。

発注者支援データベースを積極的に活用し、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者の工事現場への専任を的確に確認すること。

6. 不良・不適格業者の排除

建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険・労働保険に関する法令を含む）を遵守しない企業やペーパーカンパニー、適切な施工が行い得ない企業などの不良・不適格業者については、建設業許可行政庁等と相互に連携し、公共工事からの排除に向けた取組の徹底を図ること。

暴力団員が実質的に経営を支配している企業やこれに準ずる企業（暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している企業など）が公共工事からの排除されるよう、警察当局と協定を締結し、これに基づき相互通報体制の確立や定期会議の開催などを通じて、緊密な連携の下に十分な情報交換等を行うとともに、公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用を図ること。また、受注者に対し、暴力団員等による公共工事への不当介入があった場合における警察本部及び発注者への通報・報告等を徹底すること。

7. 電子入札の導入

電子入札システムの導入について、談合等の不正行為の防止、事務の簡素化や入札に要する費用の縮減、競争に参加しようとする者の利便性の向上等の観点から、可能な限り速やかにその導入を図ること。

8. 発注者としての体制の補完

学校建物等の耐震化事業など、短期間に複数の事業を並行的に実施しなければならない場合や、関係者間の調整が特に円滑に行われなければならない場合には、必要に応じてCM（コンストラクション・マネジメント）方式等外部機関による支援の活用を積極的に進めることにより、発注者としての体制の補完を図ること。

III. 情報の公表を行わなければならない事項

次の事項は、法第4条及び第5条の規定により、情報の公表を行わなければならない事項であり、公表が行われていない場合は、速やかに必要事項の公表を行って下さい。

1. 当該年度の公共工事の発注見通しに関する事項（変更後のものを含む。）（法第4条）

2. 入札・契約の過程に関する事項（法第5条第1号）

- ① 入札に参加した者の商号・名称、入札金額
- ② 落札者の商号・名称、落札金額
- ③ 入札参加者の資格を定めた場合における当該資格
- ④ 指名した者の商号・名称
- ⑤ その他公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）で定める入札・契約の過程に関する事項

3. 公共工事の契約内容（法第5条第2号）

- ① 契約の相手方の商号・名称
- ② その他政令で定める公共工事の契約内容に関する事項